

狩猟の現状と課題（第3回委員会）

「捕獲制度」と「免許制度」のミスマッチ

--- 免許の諸制度や考え方に関わる一般論に照らして ---

岐阜大学・応用生物科学部
鈴木 正嗣

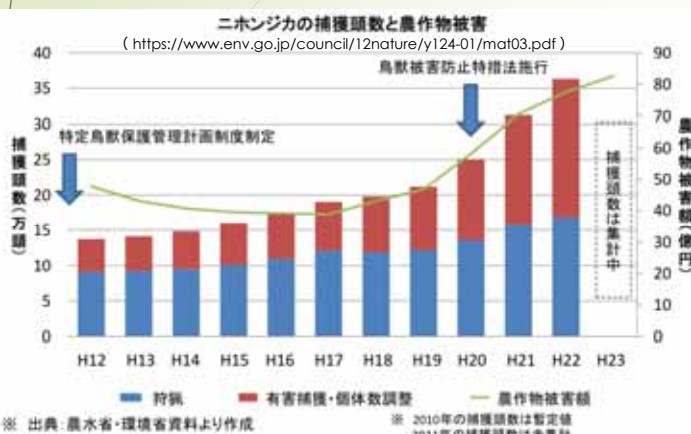
鳥獣の捕獲 ≠ 狩猟

狩猟：趣味やライフスタイルの一環として「個人的な動機」にもとづく捕獲

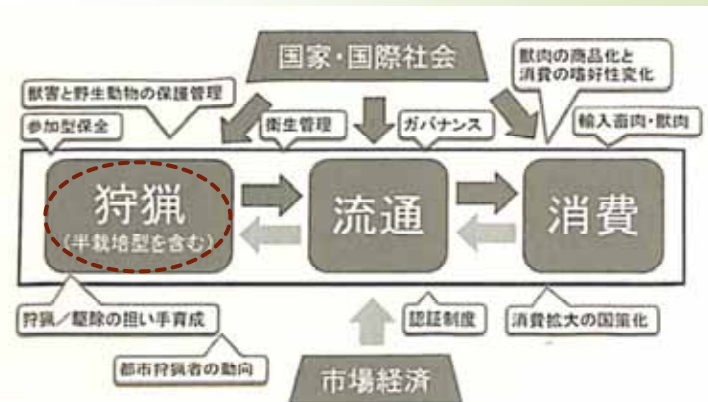
…が，混同・混用が極めて多い

シカやイノシシでは、「狩猟による」捕獲数よりも「狩猟によらない」捕獲数の方が既に多い
H28年度のシカでは161,600：417,900 (1:2.6) !!

(<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs4/higai.pdf>)



研究者にも「捕獲全体」を「狩猟」として一括してとらえている例が認められる
例：大石（2018）によるジビエ関連の論考



制度的に「狩猟」と「有害鳥獣捕獲等」とは別モノ

表 1 鳥獣捕獲の枠組み

環境省発行「認定鳥獣捕獲等事業者講習テキスト（<https://www.env.go.jp/nature/choju/capture/pdf/pdf2-1.pdf>）」の

27 ページを改変

分類	狩猟（登録狩猟）	狩猟（登録狩猟）以外			
		許可捕獲			指定管理鳥獣捕獲等事業
		学術研究，鳥獣の保護，その他	鳥獣の管理（有害鳥獣捕獲）	鳥獣の管理（個体数調整）	
目的		学術研究，鳥獣の保護，その他	農林業被害等の防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣（卵，ひなを除く）	鳥獣及び卵		第二種特定鳥獣	指定管理鳥獣（ニホンジカとイノシシ）
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可（危険猟法等については制限あり）			
実施時期	狩猟期間	許可された期間（通年可能）			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟区等の狩猟禁止の区域以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県	都道府県国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託

制度的に「狩猟」と「有害鳥獣捕獲等」とは別モノ

表 1 鳥獣捕獲の枠組み

認定鳥獣捕獲等事業者講習テキスト（<https://www.env.go.jp/nature/choju/capture/pdf/pdf2-1.pdf>）」の

27 ページを改変

趣味やライフスタイルの一環として楽しむ，権利としての捕獲

		狩猟（登録狩猟）以外			
分類	狩猟（登録狩猟）	許可捕獲			指定管理鳥獣捕獲等事業
		学術研究，鳥獣の保護，その他	鳥獣の管理（有害鳥獣捕獲）	鳥獣の管理（個体数調整）	
目的		学術研究，鳥獣の保護，その他	農林業被害等の防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣（卵，ひなを除く）	鳥獣及び卵		特定鳥獣	指定管理鳥獣（ニホンジカとイノシシ）
捕獲方法		法定猟法以外も可（危険猟法等については制限あり）			
実施時期		許可された期間（通年可能）			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟区等の狩猟禁止の区域以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県	都道府県国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託

一方で、捕獲のための免許として設定されているのは「**狩猟免許**」のみ

一方で，捕獲のための免許として設定されているのは「**狩猟免許**」のみ

「狩猟免許試験」の中身・・・

- 知識試験
- 適性試験
 - 視力
 - 聴力
 - 運動能力
- 技能試験
 - 狩猟鳥獣と非狩猟鳥獣の判別
 - 猟具の取り扱い
 - 距離の目測

問題数 : 計30問
制限時間 : 90分
合格基準 : 正答率70%以上

1. 法令や狩猟免許制度等に関する知識 : 約13問
2. 猟具の種類や取り扱い等に関する知識 : 約6問
3. 狩猟鳥獣や狩猟鳥獣と誤認されやすい鳥獣の生態等に関する知識 : 約9問
4. 個体数管理の概念等、鳥獣の保護管理に関する知識 : 約2問

(自然環境局野生生物課長通知)

狩猟免許試験とは

- 知識試験

問題数 : 計30問
制限時間 : 90分

「狩猟以外の捕獲」の目的等に関わる事項は極めて限定的
知識試験30問のうち僅か2問 (6.7%)

- 運動能力
- 技能試験

2. 猟具の種類や取り扱い等に関する知識 : 約6問

「趣味やライフスタイルの一環としての捕獲」を前提とする試験であれば、これで構わないと思われるのですが・・・

管理に関する知識 : 約2問

保護

派生的な課題として①：技能講習の免除

➡「技能講習（銃刀法第5条）」とは

猟銃の使用に伴う事故は、**猟銃の基本的な操作の不徹底及び射撃技能の低下が原因**と考えられています。そこで、現に猟銃を所持している者に対し、原則として、3年に一度、所持している猟銃の種類ごとに、都道府県公安委員会が行う**猟銃の操作及び射撃技能に関する講習の受講**を義務付け、**猟銃の基本的な操作及び射撃技能の低下に伴う事故の防止を図る**こととしたものです。（一般社団法人 全日本指定射撃場協会のサイトから引用）

（「考査」をとめない、落ちることもある←銃の更新ができない）

派生的な課題として①'：技能講習の免除

「技能講習免除者」について

「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律」により銃刀法第5条の5に規定の技能講習が免除される者については次のとおりですので、猟銃等の所持許可及び更新申請の際には所定の手続きを行ってください。

記

- 1 対象者（免除されるのは次のいずれかの方です。）
- (1) 鳥獣被害対策実施隊員（市町村長が指名・任命）
 - (2) 被害防止計画に基づく有害鳥獣捕獲従事者（従事者証を交付）
- ※ 免除になるのは、捕獲に使用する種類の猟銃の申請のみです。

2 免除者となる条件

- (1) 申請する日前1年以内に、猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等を1回以上していること。
- (2) 同日前3年以内の銃刀法第10条の9第1項の指示処分を受けなかったことがなく、かつ、現在も受けるべき事由がないこと。

公共性・公益性が高く、集落周辺等での捕獲がしばしば行われ（H29年度の銃器による他損事故3件は、いずれも有害鳥獣捕獲時に発生）、従事者の高齢化も課題とされる中、「免除」は社会通念にそぐわないかもしれない・・・。



教員免許更新講習

教員免許更新制は、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

派生的な課題として②：認定鳥獣捕獲等事業者

➡ 「認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣法第5条）」とは

本制度は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者が適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために**必要な技能及び知識を有する鳥獣捕獲等事業を実施する法人**について、**都道府県知事が認定**をするものです。

認定鳥獣捕獲等事業者は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託をはじめとした鳥獣の捕獲の担い手となり、発注者との契約に基づき、**科学的な計画に沿って、計画的、組織的な鳥獣の捕獲等を確実に実施**していくことが期待されています。さらに将来的には、**鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及び評価等、地域の鳥獣の管理の担い手**となることが期待されます。

環境省のサイト（<https://www.env.go.jp/nature/choju/capture/about.html>）より

個人的には「近年の鳥獣行政における最大の快挙」と認識。

派生的な課題として②'：認定鳥獣捕獲等事業者

1. 認定を受けるための主な条件

(1)実績

- 法人としての捕獲等の実績（過去3年以内、対象とする鳥獣・猟法で適切に実施）

(2)安全管理規程の整備

- 緊急連絡体制、猟具の点検・取扱・保管の方法、定期的な射撃練習の計画（毎年2回以上）、従事者の心身の健康状態の把握方法を記載すること

(3)事業管理責任者の要件

- 安全管理体制の確保、捕獲従事者の研修の実施に関する責任者
- 法人の役員（代表者を含む）又は雇用する者から選任
- 狩猟免許の取得、安全管理講習・技能知識講習の修了、救急救命講習の受講

(4)捕獲従事者の要件

- シカ・イノシシ等の銃猟は原則10人以上（それ以外は、猟法ごとに原則4人以上）
- 狩猟免許・銃所持許可（銃による場合）の取得
- 安全管理講習・技能知識講習の修了

安全管理講習 5時間以上 技能知識講習 5時間以上

- 心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法を含む救急救命講習の受講（捕獲従事者の半数以上）
- 損害賠償保険への加入（賠償額：銃猟1億円、わな・網猟3,000万円以上）

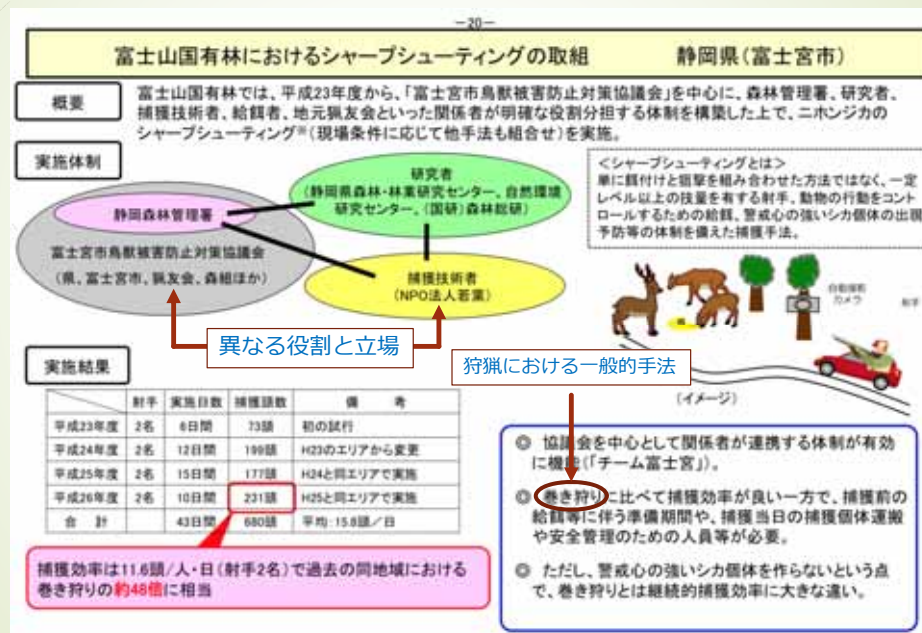
<https://www.env.go.jp/nature/choju/capture/pdf/pdf1-1.pdf>

事業者を**団体として認証する「手続き論」**にとどまり、構成員たる**捕獲従事者個人の技能等を公的・客観的に考査する仕組みが盛り込まれていない**（社内研修の実施等のみで認証が得られてしまう?）。



「公共交通事業者が、第一種運転免許所持者を雇用し、第二種運転免許を取得させることなくバスやタクシー等の旅客運送のため運転をさせる（鈴木 2016）」に等しい?

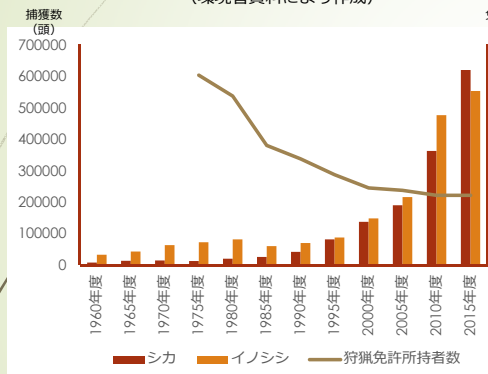
今後の捕獲体制の強化：「狩猟者のアタマ数」を増やすだけでは難しいワケ①



林野庁資料 (<http://www.rinkeikyo.jp/documents/20150717rinya.pdf>) を改変

今後の捕獲体制の強化：「狩猟者のアタマ数」を増やすだけでは難しいワケ②

シカとイノシシの捕獲数および狩猟免許所持者数の推移
(環境省資料により作成)



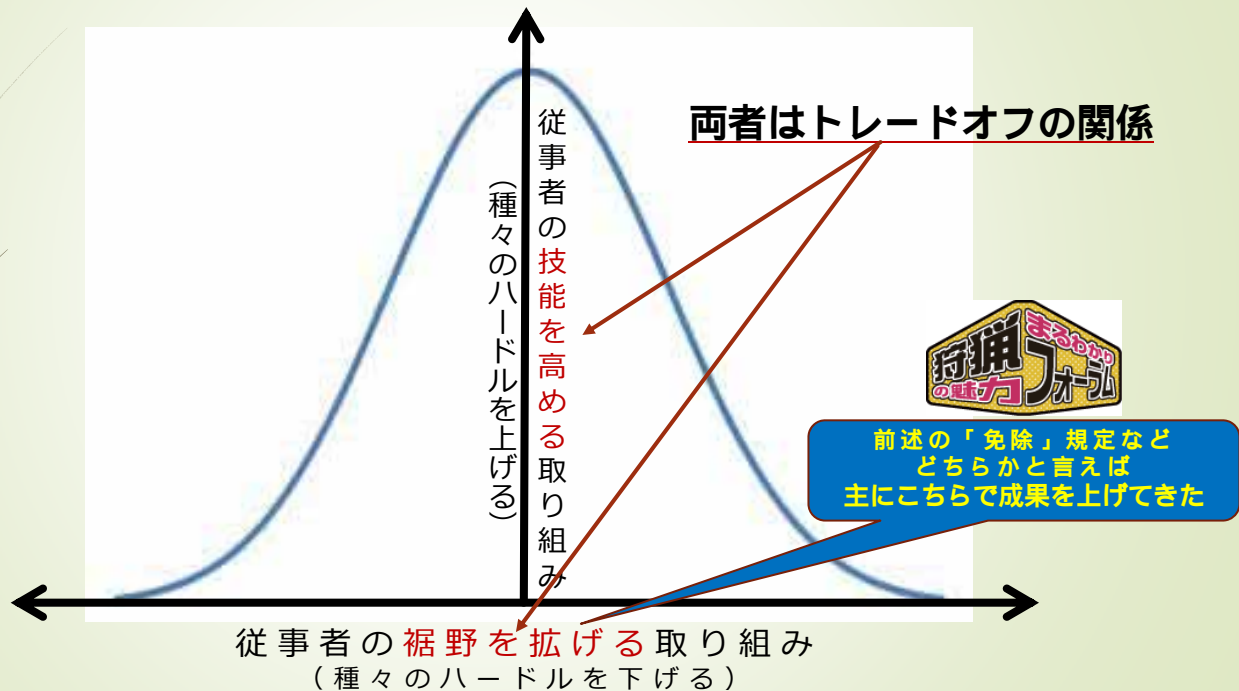
コガモの捕獲数の推移

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort6/effort6-1/ref05a.pdf>

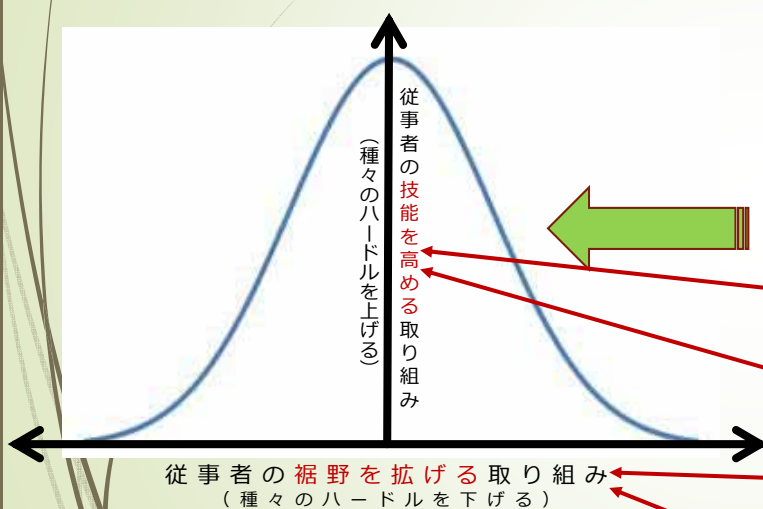


- 狩猟者をやめた方の多くは、主に「鳥猟」に従事していた(神崎・大束-伊藤 1997, 常田 2015, 鈴木 2018)
- 狩猟雑誌の記事数も、減少期に「鳥」と「大物」が逆転した(原口・安藤 2014)
- 狩猟者の減少はシカ・イノシシの直接的な増加要因ではない?

今後の捕獲体制の強化：免許制度をめぐる課題



今後の捕獲体制の強化：免許制度をめぐる課題



- 単一の免許の中で、「裾野を広げる」方策と「技能を高める」方策の投入は困難。
- 複数の捕獲制度を踏まえ、それぞれの目的に合致した免許制度を創設する？
(たとえば、免許を以下のスタイルに分離分割する?)
 - 「認定鳥獣捕獲等事業者」のメンバーを想定する免許
 - 「有害鳥獣捕獲や個体数調整など公共性の高い捕獲」を前提とする免許
 - 「趣味やライフスタイルとしての捕獲」を前提とする従来型の狩猟免許
 - 「自衛のための捕獲」を前提とする免許

実質化に向けての拠りどころ：第五次環境基本計画

指定管理鳥獣（二ホンジカ・イノシシ）の広域的かつ計画的な捕獲を推進する。捕獲活動の一層の強化に向け、各種捕獲制度ごとに異なる目的や機能を踏まえ、それぞれに応じた捕獲従事者の育成・確保を進める等、捕獲体制の整備を図る。（37ページ）



「野生生物と社会」学会からの意見が、ほぼそのまま採用された。

参考（パブリックコメント前の案）：

指定管理鳥獣（二ホンジカ・イノシシ）の広域的かつ計画的な捕獲を推進する。捕獲活動の一層の強化に向け、捕獲従事者の育成・確保を図る。